

十勝事業創発支援センター「LAND」カフェスペースへの出店条件について

公益財団法人とかち財団

1. 十勝事業創発支援センター「LAND」のカフェスペースにおけるカフェ事業の出店、ならびに施設の管理運営業務（以下「出店等業務」といいます。）にあたっては、地元起業家などの来館者に対する事業創発拠点施設である旨を尊重し、かつその設置目的に添ったうえで、来館者サービスに努めるものとします。
2. 出店者は、自己の責任においてカフェ事業の出店・運営を行い、これを第三者に委託したり、下請けさせることはできません。
3. 出店者は、食品衛生法による営業許可申請人となり、保健所その他関係官庁の事務処理の一切を行うものとします。
4. 出店期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とします。ただし、両者協議のうえ、1年単位で最長3年間まで更新することができます。
5. カフェ事業の出店に必要な設備・備品（厨房の什器等）について、既設の設備等は財団と協議のうえ使用可能とし、既設以外の設備等は出店者が自らの経費負担によって取り揃えるものとします。
6. 出店等業務を行う日時は、平日の午後5時00分から午後8時00分までとします。（国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、財団理事長が指定する日を除く。）ただし、両者協議のうえ、施設の開館時間内において出店時間を延長することができるものとします。
7. 出店者は、出店等業務を行うにあたり、下記の事項を遵守するものとします。
 - 1) 出店者は、カフェ事業の業務における責任者並びに火気取扱責任者及び業務従事者の名簿を業務開始日から10日以内に財団に提出するものとします。また、変更の場合は、速やかにその内容を財団に提出しなければなりません。
 - 2) 出店者は、カフェ事業の業務実施にあたり使用する施設等の安全確保に努力し、確実な施錠や漏電等による火災その他の事故発生の防止に努めるものとします。
 - 3) 出店者は、カフェ事業の売上金と、施設の管理運営業務において収納した使用料を、明確に区分して経理し、責任を持ってそれぞれの金銭を管理するものとします。
 - 4) 出店者は、カフェ事業の業務実績に対して施設使用料金及び加算料金（光熱水費相

当額）が発生した場合は、財団の請求により、指定の期日までに納入するものとします。出店者は、これらの料金を指定の期日内に納入しないときは、財団に対し、支払期日の翌日から支払いをした日までの日数に応じ、支払金額に 2.7%の割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払わなければなりません。

- 5) 出店者は、カフェ事業に係る食材等の仕入れ及び消耗品等の購入、その他営業上の商取引は、全て自らの名義と責任において行い、財団の名義及び場所を使用してはなりません。
 - 6) 出店者は、カフェ事業に關係する全ての場所の衛生管理に配慮し、清掃消毒等を必要の都度実施しなければなりません。
 - 7) 出店者は、食品衛生の関係法令を遵守し、カフェスペースにおける衛生管理について常に高度の衛生状態を保持しなければなりません。また、食中毒や異物混入等の事故を防止する観点から、カフェ事業に必要な衛生管理体制及び業務従事者の健康管理体制を整備し、関係職員等に対する研修等を実施しなければなりません。
 - 8) 出店者は、カフェ事業の業務により排出される残飯その他の廃棄物を、適正に分別、処分しなければなりません。
 - 9) 出店者は、カフェ事業に係る食器及び使用する器具類の衛生確保に配慮し、食中毒等を発生させることのないよう清潔な管理に万全を期さなければなりません。
 - 10) 出店者は、カフェ事業に係る衛生区画であるカフェスペース内に調理従事者以外のものをみだりに出入りさせてはなりません。
 - 11) 出店者は、「LAND」が地元起業家をはじめとする多数の地域住民等が利用する施設であることを自覚し、親切で丁寧な対応に心がけるとともに、財団と同様にみられる立場であることを従事者や出入りの業者等に指導するものとします。
 - 12) 出店者は、来館者の状況を把握、分析し、提供するメニュー内容に工夫するとともに、安全で低廉かつ味の良い飲食の提供に勤めるものとします。また、提供するメニューについては、財団と協議のうえ決定するものとします。
 - 13) 出店者は、カフェ事業の売上実績等を記載した業務報告書を毎月作成し、翌月 10 日までに財団へ提出するものとします。また、財団は、出店等業務の適正な実施を確保するために必要と認めた場合は、出店者に対して隨時に報告を求め、または業務実施状況について調査することができるものとします。
8. 財団は、出店者が出店等業務により被った損害・損失に対し、財団に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
 9. 出店者は、故意または重大な過失により、財団ならびに施設利用者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負わなければなりません。
 10. 財団は、出店者が出店条件（出店契約事項）や関係法令に違反し、改善の見込みがな

いものと認められる場合は、出店期間中であっても出店契約を解除することができるものとします。

- 1 1. 出店者は、出店期間の中途で都合により出店契約を解除しようとする場合は、期間満了の3カ月前までに書面をもって財団に通知するものとします。
- 1 2. 出店者は、出店契約が中途で解除された場合、または出店期間が満了した場合は、自らの経費負担により、カフェスペースを原状に復しなければなりません。
- 1 3. この他、出店条件（出店契約事項）に記載のない事項について、出店者は財団に指示を仰ぎ、両者協議により決定するものとします。

以 上